



<p>3 略</p> <p>4 通勤に係る費用弁償の支給日については、その月の通勤にかか<u>る</u>費用弁償の額を翌月の給料の支給日に支給する。</p>	<p>で除した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に当該月に通勤した回数(その回数が21を超える場合にあっては、21)を乗じて得た額</p> <p><u>イ アに掲げる費用弁償以外の費用弁償前号の規定による額</u></p> <p>3 略</p> <p>4 通勤に係る費用弁償の支給日については、その月の通勤に係る<u>費用弁償</u>の額を翌月の給料の支給日に支給する。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項第2号の改正規定(「日額」を「月額」に改める部分に限る。)及び同条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。